

子ども・子育て支援新制度に移行する施設の利用定員について

子ども・子育て支援法第31条では、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の「確認」に当たっては、利用定員を市町村が定めるものとしていますが、この利用定員を定めようとするときは子ども・子育て会議の意見を聴くものとされています。

既に認可されている特定教育・保育施設の確認については、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行に際して「みなし確認」となるため、利用定員については子ども・子育て会議の意見を聴くものとはされておりませんが、平成26年10月28日の子ども・子育て会議で御説明した際には認可定員を利用定員とする予定としていました。

しかし、その後、県や施設との協議により利用定員を変更した施設が発生しており、「みなし確認」にかかる特定教育・保育施設のうち、新制度に移行する幼稚園5園と幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園の利用定員は、実際の入所児童数にあわせた定員としたため認可定員とは異なっております。

また、「確認」の対象となる新規施設の「くまのこ保育園」につきましては、認可定員を変更することになったため、利用定員についても変更しております。

なお、利用定員は、1号認定（満3歳以上・教育標準認定）、2号認定（満3歳以上・保育認定）、3号認定（満3歳未満・保育認定）に区分されますが、3号認定については、子ども・子育て支援法施行規則により、満1歳未満（0歳）と満1歳以上（1,2歳）に区分されます。

1 新制度に移行する幼稚園（1号認定のみ）

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) さなだ幼稚園：利用定員 80人 | ※現在の認可定員 280人 |
| (2) しらふじ幼稚園：利用定員 25人 | ※現在の認可定員 160人 |
| (3) つるみね幼稚園：利用定員 105人 | ※現在の認可定員 120人 |
| (4) 平塚二葉幼稚園：利用定員 60人 | ※現在の認可定員 80人 |
| (5) 大野幼稚園：利用定員 25人 | ※現在の認可定員 70人 |

2 認定こども園

認定美里・柿の実園こども園：利用定員 220人

【内訳：1号認定 180人、2号認定 20人、3号認定 20人（0歳児 4人、1-2歳児 16人）】

※現在の認可定員 幼稚園 210人、保育所 40人（0-1歳児 10人、2歳児以上 30人）

3 保育所 ※既存認可外保育施設（認定保育施設）から認可保育所に移行

くまのこ保育園：利用定員 30人

【内訳：1号認定 0人、2号認定 17人、3号認定 13人（0歳児 3人、1-2歳児 10人）】

※現在の認可定員 27人（0-1歳児 11人、2歳児以上 16人）

【子ども・子育て支援法】

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

【子ども・子育て支援法施行規則】

(特定教育・保育施設の利用定員の協議の手続)

第二十七条 法第三十一条第三項の規定による協議は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

- 一 当該確認に係る施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 当該確認に係る設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該確認に係る事業の開始の予定年月日
- 四 定めようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用定員の数